

議案第 24 号

かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市環境美化に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 104 号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第 19 条」を削り、「第 20 条・第 21 条」を「第 19 条・第 20 条」に、「第 22 条・第 23 条」を「第 21 条・第 22 条」に、「第 24 条」を「第 23 条」に改める。

第 19 条を削り、第 5 章中第 20 条を第 19 条とし、第 21 条から第 24 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。